

和倉温泉お祭り会館における 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン

(一社) ななお・なかのとDMO
令和2年6月 1日策定
令和3年5月10日改定

本ガイドラインは、公益財団法人日本博物館協会が定めた「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年9月18日）を参考として、和倉温泉お祭り会館として実施すべき基本的な対策を整理し作成したものであり、随時更新いたします。

1. 総論

- (1) マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- (2) 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保することを前提とする。
- (3) 施設内の換気を実施する。
- (4) 入館人数を設定のうえ、入館を制限し、状況に応じて開館時間を短縮するなど、来館者が密にならないよう対応する。
- (5) 発熱（37.5℃以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入館を制限し、来館を控えていただくようあらかじめ周知する。
- (6) イベントや企画展を開催する際には、対人距離を確保する。
- (7) 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。
- (8) 施設内で体調を崩し、感染が疑われる者が発生した場合、次の対応を行うものとする。
 - ・速やかに別室へ移し隔離する。
 - ・対応する従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講ずる。
 - ・救急搬送を要請し、医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握する。
- (9) 感染発生が確認された場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。
- (10) 感染拡大等により、和倉温泉お祭り会館の業務等に影響が生じるおそれがある場合は、七尾市等と協議して、必要な対応を講じる。

2. 来館者の安全確保のために実施すること

- (1) 入館前の事前周知
 - ・来館前の検温実施の要請のほか、来館自粛を求める条件を事前にホームページ等で周知を行う。
 - 平熱と比べて高い発熱がある場合
 - 喉・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接觸がある場合
 - 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接觸がある場合 等
- (2) 入館時
 - ・マスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底を要請する。マスクを持参していない来館者に対しては、マスクを販売するかマスク着用と同等の感染防止措置を依頼する。
 - ・サーモグラフィ等による来館者に対する検温を実施し、平熱と比べて高い発熱がある場合は

入館をお断りするなど、有症状者の入館を確実に防止する措置を講じる。

- ・感染者が発生した際には来館者への注意喚起を行える体制を講ずる。

- － ホームページ上での感染者発生事実の周知

- － 来館者自身が来館日時を記録することを促す。

- － 受付名簿により、来館者の氏名・住所・緊急連絡先の把握に努める。

この場合、来館者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

- ・車椅子等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は、貸出を中止する。

- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とする。

(2) 観覧時（企画展も同様）

- ・フロアマーカー等の設置等の工夫を行い、入館者同士の密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保する。

- ・直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いので、徹底した消毒を行う。

- ・団体が来館された時は、分散（班分け）しての観覧を行う。

- ・感染のおそれがある来館者には、他の者と接触しない場所で休養いただき、退館を依頼する。症状が重篤な場合は、救急車が到着するまで、他の者と接触せずに休養できる場所等で待機させる。

(3) お祭り体験時

- ・フロアマーカー等の設置等の工夫を行い、入館者同士の密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保する。

- ・体験者へは両手にビニール手袋をつけ、その上から軍手をつけてお祭り体験をさせる。

体験後は手指消毒を徹底させる。

- ・法被等の祭具をこまめに清拭し、屋外での干乾し及び適宜洗濯を行う。

- ・お祭り体験時の囃子は、職員（ガイド）のみとし、入館者には大声を発声しないよう注意喚起を行う。

3. 施設管理

(1) 館内

- ・入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置する。

- ・定期的な換気を実施する。

- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫し、特に高頻度接触部位を特定のうえ注意する。

※高頻度接触部位：テーブル、椅子の背もたれ、肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、自動販売機、車椅子等の貸出機材 等

(2) 受付等

- ・受付等の入口等に行列が生じる場合、マーカーの設置等により十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。

- ・受付やカウンター等、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

- ・現金授受の際は、直接手渡ししない。

(3) ロビー、休憩スペース

- ・対面での食事や会話を回避するよう促す。
- ・間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。
- ・テーブル、椅子等の物品を定期的に消毒する。

4. トイレ

- ・不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒する。
- ・ペーパータオルや個人用タオルを準備する。

5. ゴミ処理、清掃・消毒

- ・鼻水、唾液等付いたゴミや、使用済みのマスク、手袋は、ビニール袋に入れて密閉する。
- ・清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、石鹼と流水で手を洗浄する。

6. 職員等の安全確保のために実施すること

(1) 始業時

- ・出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・定期的な検温を促し、特に平熱と比べて高い発熱がある場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を記録する。
さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も自宅待機とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・各々の家族の体調を把握し、家族間に体調不良者が発生した場合は、出勤を控え自宅で待機するなどの対応をとる。
- ・手洗い、手指消毒、うがい、マスクの常時着用、咳をするときに腕で口を覆う（咳エチケット）を徹底する。

(2) 開館中

- ・事務室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・チケット受付等の職員はマスクを着用し、こまめに手指消毒を行う。
- ・入館者に対する留意事項の説明や観光案内のため必要な発話、及び展示ホールでのガイド・お祭り体験時の説明等の際には、適切な距離を保ち接する。

(3) その他

- ・出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。
- ・密集、密接を避けるため、必要に応じて事務所を分散する。
- ・職員に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

7. 広報・周知

(1) 職員及び入館者に対して、以下についてホームページ等により、周知する。

- ・健康状態等による入館自粛の徹底（平熱と比べて高い発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合。さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐がある場合も来館の自粛を要請する。）

- (2) 社会的距離の確保の徹底
- (3) 咳エチケット、マスクの原則常時着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- (4) 差別防止の徹底